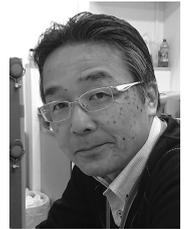




ティラーメイドの予防規程へ



法令検討専門委員長 江田 正明

平成 30 年 4 月 1 日に改正放射線障害防止法（改正法第 4 条関係）が施行され、それに伴って国からは各事業所は改正に係る主要な事項を放射線障害予防規程（以下「予防規程」という）に反映し、平成 31（2019）年 8 月 30 日までに変更の届出を完了するよう求められました。ご存知のように予防規程に記載すべき共通の事項については、平成 29 年 12 月 13 日に発出された「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（原規放発第 17121320 号）（以下「ガイド」という）で示されています。

今回の法令改正では、放射線安全管理における事業所の責任が明確化されました。予防規程の変更についてもガイドを参照しつつ使用者等自らがその事業の実態を踏まえて検討し、事業所に合わせたカスタムメイドの予防規程となるよう適切に変更することが必要とされています。従来の雛形通りでどこの事業所でも似たり寄ったりの紋切り型な予防規程ではなく、事業所それぞれの許可届出内容に応じたものへ変更していかななくてはなりません。また、今までになかった業務改善（特定許可事業所のみ）や危険時の情報公開についても組織等や手順の規定についての変更も合わせて盛り込む必要もあり、どういった内容にすればよいのかお悩みの事業所も多いのではないのでしょうか。

そこで、放射線安全取扱部会法令検討専門委員会では、皆様が予防規程の変更を検討する際にガイドの内容を理解する上での手助けとして『放射線障害予防規程ガイドの解説書』（以下「解説書」という）を作成して日本アイソトープ協会の Web 上で公開※しました。解説書では、解説内容に事業所側からの観点も入れてガイドの内容を分かりやすく簡潔に説明してあります。また、具体的に条文をどのような形で記載すればよいのかをイメージできるように予防規程の簡単な条文例も提案してありますので是非

ご一読ください。

なお、この解説書では、放射線障害予防規程に定めるべき事項について規定した施行規則第 21 条の各号についてガイドの要求事項ごとにそれぞれ解説を掲載してありますが、法令やガイドで要求されていること以外にも現場での運用を考えて委員会が推奨する事項も一部合わせて記載してあります。これらは当委員会が想定した範囲での見解を示したものであることご承知おきください。また、条文例についてもこの見解に基づいての一例を示したものに過ぎません。皆様の事業所にはそのままでは適用できないものもあるということにご留意ください。予防規程は、その事業所ごとに組織構成、責任者の配置及び業務の内容等の状況を精査し把握した上で用語や仕組み等もそれぞれに合わせておくことが肝要です。理想ではありますが、皆様の事業所にとって運用しやすくかつ実現可能な放射線安全管理を継続して実践できるような予防規程への変更挑戦してみてください。

この記事が出るころには既に変更と届出を終了して新年度の教育及び訓練を実施している事業所も多いことと思います。まだこれからだという事業所の皆様には本解説書をぜひご活用いただければと思います。また今回の変更だけではなく今後の変更の際にも参考にさせていただければ幸いです。繰り返しになりますが、締め切りの『8 月 30 日』は、変更の届出を完了する日です。変更（改定）を完了する日ではありませんのでくれぐれもお間違えのないように早めの変更を心掛けましょう。

※放射線障害予防規程ガイドの解説書

日本アイソトープ協会 HP > 協会を知る > 協会の活動成果を知る > 放射線安全取扱部会 > 放射線障害予防規程ガイドの解説書
URL : <https://www.jrias.or.jp/report/cat3/post-2.html>

（ゼリア新薬工業(株) 中央研究所）

主任者コーナーの編集は、放射線安全取扱部会広報専門委員会が担当しています。

【広報専門委員】

池本祐志（委員長）、片岡隆浩、柴田理尋、廣田昌大、福島芳子、藤淵俊王